

大規模災害発生時の 職員の初期行動マニュアル & サバイバルカード

大規模地震災害の発生を確認したときは
指示の有無にかかわらず
このマニュアルに基づいた行動をとる



社会福祉法人愛知育児院

**高齢者複合施設 南山の郷
地域密着型複合施設 みなみやま**



地震にそなえ毎日チェック

■ 全職員共通

“安全空間をつくる”

- ☐ ご利用者の周り・自分の周り・・・
危険なモノは見えているか？
- ☐ ご利用者の周り・自分の周り・・・
安全なトコロを意識しているか？
- ☐ ご利用者のイス・車いす・ベッド・・・
ポジショニングを意識しているか？



グラツと揺れはじめたら…？

■ 時間帯・全職員共通

- ☐ 直近のご利用者を抱えて
周りに声掛けをしながら・・・
- ☐ 自分の周りの**危険なモノ**から離れて、
近くの**安全なところ**に移動
- ☐ 身体を低くして頭を守る
※大きく動き回らない！
※調理中の職員は、火を消さない！

■ 日勤帯（09:00～17:30） 入浴介助中の職員

- ☐ 直近のご利用者を抱えて
転倒しないよう身体を低くする
- ☐ 浴槽内に入っている場合
おぼれないように身体を支える

■ 日勤帯（09:00～17:30） 送迎中の職員

- ☐ ハザードランプをつけ
ゆっくりと路肩に停車
※建物から少し離れた場所に停車する

！大規模地震災害の判断基準

■ 全職員共通

☐ 震度 5 強以上

- ※緊急地震速報 または ラジオによる情報
- ※震度情報が入らないときは、下記の2つの『現象』の発生をもって判断する

☐ 停電

☐ 通信の途絶



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）
施設責任者または代行者（1）

□ 揺れがおさまった直後～職員の安否確認

■ 直近にいるご利用者をより安全な場所に移動させ、椅子に座らせたり、ベッドに寝かせるなど安全な状態を確保

■ 1 階事務所前に集合

■ 事務所前に集合した職員の点呼と安否確認
および結果報告を指示

※ 集ってこない職員がいる場合、職員を指名し集ってこない職員の搜索と安否確認、および結果報告を指示する

※ 医療機関での治療が必要と判断される職員がいる場合、事務所前に移動させて待機させる

■ 職員全員にライトを確保させる

■ ラジオ、携帯電話などからの情報で、発生した地震が『大規模地震災害』かどうか、津波警報・大津波警報が発令されたかどうかを確認

■ 『大規模地震災害』発生の場合、職員に対して下記を宣言

① 非常時体制への移行

② 自分が災害時指揮者となること



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

施設責任者または代行者（2）

□ 職員の安否確認完了～ご利用者の安否確認まで

■ その時点の業務の状態をみて1階事務所に集まった職員を特養・デイサービス・ケアハウス・グループホーム・小規模多機能高齢者住宅への応援に振り分け下記を指示

- ① 指示された階・部署に行き、大規模地震災害発生にともない非常時体制に移行したことを伝える
 - ② 各自ライトを確保するよう伝える
 - ③ 指示された階・部署でご利用者の安否確認を支援
 - ④ 指示された階・部署の負傷したご利用者の居室ベッドへの収容と看護職員への連絡を支援
 - ⑤ 医療機関での治療が必要と判断される負傷者の1階事務所前への移動支援
 - ⑥ 上記完了後の結果報告
- ※ 災害時指揮者は連絡役として1～2名の職員を指名し、自分のそばで待機させる

■ 放送設備が使用可能であれば下記を放送

- ① 施設は非常時体制に移行し、自分が災害時指揮者となること
- ② 各階・各部署のリーダーまたは代行者は職員・ご利用者全員の安否確認を行い、結果を1階事務所にいる災害時指揮者に報告すること
- ③ 軽微な負傷者は、居室ベッドに収容して応急手当を行い、重傷者は、応援の職員の支援を受けて1階事務所前まで移動させること

■ 職員を指名し、一緒に断水、通信の途絶、ガス供給遮断の有無を確認



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

施設責任者または代行者（3）

□ ご利用者の安否確認～最重要初動完了まで①

- 各階・各部署からのご利用者および職員の安否確認結果の報告を受け、職員を指名して医療機関での治療が必要と判断される負傷者の医療機関への搬送と結果報告を指示

※搬送は、送迎車を使用する

医療機関に搬送後、下記情報を医療機関の担当者へ伝え、その後一旦施設に戻る

- ・ 負傷者の氏名、年齢、住所（連絡先）
- ・ 自分の施設の名称、住所、連絡先

- 停電・断水が発生している場合、職員を指名して各階・各部署の担当に振り分け、下記『最重要初動』の実施と結果報告を指示

- ① 簡易トイレの搬出と設置（トイレの通常使用の禁止、ポータブルトイレの使用）
- ② 離設防止処置（電子錠の手動施錠または電子錠の箇所を出入りしにくいようにする）
- ③ 職員用の簡易照明の確保支援
- ④ 施設内の応急的片付け支援
- ⑤ 下記物資の搬出と配置
 - ランタン
 - ウェットティッシュ、ゴミ袋、ゴム手袋
 - 保存飲料水、簡易食料（3食分程度）、鍋、カセットコンロ、カセットボンベ

- 放送設備が使用可能であれば上記の最重要初期行動の内容を放送で指示



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）
施設責任者または代行者（４）

□ご利用者の安否確認～最重要初動完了まで②

■最重要初動完了後、職員を指名して、下記を指示

- ①ケアハウス・高齢者住宅のご入居者に、簡易トイレを配布し、既存のトイレの便座に簡易トイレを装着し、使用方法を説明する
- ②特養は、共用部トイレと一部の居室のトイレで簡易トイレを装着し、それ以外の居室のトイレは便座にガムテープを貼るなどして使用できないようにする
- ③GHと小規模施設は、共用部のトイレで簡易トイレを装着して使用する



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）
施設責任者または代行者（5）

□ 最重要初動完了

～建物・設備の被害状況の目視確認

■ 職員を指名して、下記を指示

- ① 介護、看護記録用紙の搬出と各階への配置
 - ② 浴槽内の残り湯、受水槽の貯水、消費期限切れの備蓄飲料水などを活用して、清拭用、陰部洗浄用の水の確保と各階への運搬
- ※バケツを使用する

■ 職員を指名し、指名した職員とともに下記を実施

- ① 施設の建物の内外を目視し、被害状況を確認
 - ② 自家発電設備、給水プラントの稼働状況確認
 - ③ 各種設備を目視し、被害状況を確認
- ※設備、機器関係は停電状況下では、通電して動作確認できないため、目視での確認に留める

■ 施設内各階・各部署ごとに職員を適宜分け
個人携帯からLINEメール、携帯メールで家族などに連絡をとるよう指示

■ 施設外で勤務中（送迎中、在宅の高齢者の自宅訪問中など）の職員からの報告、支援要請を受けた場合、必要に応じて施設車で応援の職員を派遣



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）
施設責任者または代行者（6）

□ 最重要初動完了以降①

■ 施設内各階・各部署ごとに帰宅を希望する職員と施設に残ることが可能な職員を明確にし、施設内の状況に応じて優先順位の順に帰宅させる

※勤務中の職員の帰宅条件は、計画書P.40参照

※施設に残ることが可能な職員の確保にあたっては、P.47に基づいて、最低必要人数を確保することを優先する

※帰宅させる際には、『職員の参集条件』に基づいて、再度の施設への参集を要請する

■ 以後、時間、施設に残った職員の数を見極めて勤務シフトを組んで、ご利用者の生活環境の確保と維持を継続

※職員がやるべき業務は、計画書P.46参照

シフト編成にあたっては、夜勤体制での人員確保と配置も考慮する

※職員の役割分担は、計画書P.47参照



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

施設責任者または代行者（7）

□最重要初動完了以降②

- 職員を指名して、または自身で昭和区役所の窓口に行き下記の情報を提供した上で、支援を要請

※提供する情報

- ・事業者名
- ・収容しているご利用者の人数と氏名、年齢、連絡先、および心身の状態
- ・当面必要な物資と必要量

※要請する支援の内容

- ・生活物資（簡易トイレ・飲料水・食料・防寒具など）の支給
- ・在宅の要介護の高齢者を収容した場合の介護要員

※昭和区役所に対しては、計画書P.68 に基づいて情報を収集し、発信する

- 以後、支援が速やかに且つ適切に提供されるよう、昭和区役所との連絡を密に継続

- 自分自身で法人本部の責任者に下記を報告し、以後、法人本部の支援と連携をとりながら、施設における介護環境の維持、運営を継続

- ①ご利用者と職員の安否確認結果
- ②施設の被害状況
- ③昭和区役所との連携状況



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

特養・デイ・高齢者住宅・GH・小規模
の介護・看護職員以外の全ての職員

■ 揺れがおさまった直後

～職員の安否確認完了まで

■ 直近にいるご利用者をより安全な場所に移
動させ、安全な状態を確保

■ それぞれの部署で一旦集まって、職員同士
の点呼と安否確認を実施したのち、全員南
山の郷 1 階事務所前に集合

① 居宅

G 階事務所内に集まった後、
1 階事務所前に行く

② 厨房職員

G 階厨房内に集まった後、
1 階事務所前に行く

③ ランドリー／リハ／清掃

直接 1 階事務所前に行く

④ デイドライバー

デイサービスセンターに行く
（1 階事務所前には行かない）

■ 事務所前に集合した後、各部署のリーダー
・責任者は、集合した職員の部署ごとに点
呼と安否確認を実施し、結果を災害時指揮
者に報告

※ 集ってこない職員がいる場合、職員を指名して集って
こない職員の搜索と安否確認および結果報告を指示

※ 重傷の職員がいる場合、南山の郷 1 階事務所前に集め
て待機させる

■ 以後、災害時指揮者の指示を受けて行動



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

特養1・2階のリーダーまたは代行者

（1）

□ 揺れがおさまった直後
～職員・ご利用者の安否確認完了まで

■ 直近にいるご利用者をより安全な場所に移
動させ、椅子に座らせるなど安全な状態を
確保

■ 各階ステーション前に集合し、集合してき
た職員に対し、職員同士の安否確認を指示

- ※ 集ってこない職員がいる場合、職員を指名して、
集ってこない職員の搜索と安否確認、および結
果報告を指示する
- ※ 医療機関での治療が必要と判断される職員がい
る場合、ステーション前に集めて待機させ、応
援の職員の支援を受けて、1階事務所前に移動
させる

■ 各階ステーション前に集合した職員に対し
て下記を指示

- ① ご利用者全員の安否確認
 - ② 職員およびご利用者の安否確認結果の報告
 - ③ 負傷したご利用者の状態の確認応急処置
- ※ 負傷したご利用者は居室ベッドに収容する
 - ※ 医療機関での治療が必要と判断されるご利用者
がいる場合、ステーション前に集めて待機させる
 - ※ 2階のリーダーは、職員1名を指名してケアハ
ウスに行かせ、応援の職員とともにケアハウ
スのご利用者の安否確認実施と負傷者への対応
および結果報告を指示する



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

特養1・2階のリーダーまたは代行者
(2)

□ご利用者の安否確認完了以降

■ 停電・断水が発生している場合、災害時指揮者の指示を受けて、下記『最重要初動』と結果報告を実施

- ①簡易トイレの搬出と設置（トイレの通常使用の禁止、ポータブルトイレの使用）
- ②離設防止処置（電子錠の手動施錠または電子錠の箇所を出入りしにくいようにする）
- ③職員用の簡易照明の確保支援
- ④施設内の応急的片付け支援
- ⑤下記物資の搬出と配置
 - ランタン
 - ウェットティッシュ、ゴミ袋、ゴム手袋
 - 保存飲料水、簡易食料（3食分程度）、鍋、カセットコンロ、カセットボンベ

■ 以後、災害時指揮者の指示を受けて行動



揺れがおさまったら…？

- 日勤帯（09:00～17:30）
特養1・2階のリーダーまたは代行者
以外の看護・介護職員
- 揺れがおさまった直後
～職員・ご利用者の安否確認完了まで
- 直近にいるご利用者をより安全な場所に
移動させ、椅子に座らせるなど安全な状態
を確保
- 各階ステーション前に集合し、リーダーま
たは代行者の指示を受けて、職員同士の安
否確認を実施
 - ※ 集ってこない職員がいる場合、集ってこない職員の
搜索と安否確認および結果報告を実施する
 - ※ 医療機関での治療が必要と判断される職員がいる場
合、ステーション前に集めて待機させ、応援の職員
の支援を受けて、1階事務所前に移動させる
- リーダーまたは代行者の指示を受けて下記
を実施
 - ① ご利用者全員の安否確認
 - ② 職員およびご利用者の安否確認結果の報告
 - ③ 負傷したご利用者の状態の確認応急処置
 - ※ 負傷したご利用者は居室ベッドに収容する
 - ※ 医療機関での治療が必要と判断されるご利用者
がいる場合、ステーション前に集めて待機させる
- 以後、リーダー、代行者または災害時指揮
者の指示を受けて行動



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）
デイサービスのリーダーまたは代行者

（1）

□ 揺れがおさまった直後
～職員・ご利用者の安否確認完了まで

■ 直近にいるご利用者をより安全な場所に移動させ、椅子に座らせるなど安全な状態を確保

■ デイルーム中央に集合し、職員に対して職員どうしの安否確認を指示

※ 集ってこない職員がいる場合、職員を指名して、集ってこない職員の搜索と安否確認、および結果報告を指示する

※ 医療機関での治療が必要と判断される職員がいる場合、デイサービスの事務所前に集めて待機させ、応援の職員の支援を受けて、1階事務所前に移動させる

■ 集合した職員に対して下記を指示

① ご利用者全員の安否確認

② 職員およびご利用者の安否確認結果の報告

③ 負傷したご利用者の状態の確認応急処置

※ 負傷したご利用者は居室ベッドに収容する

※ 医療機関での治療が必要と判断されるご利用者がいる場合、デイサービス事務所前に集めて待機させ、応援の職員の支援を受けて、1階事務所前に移動させる

■ 以後、災害時指揮者の指示を受けて行動



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30） ディサービスのリーダーまたは代行者 （2）

□ご利用者の安否確認完了以降

- 停電・断水が発生している場合、災害時指揮者の指示を受けて、応援の職員とともに下記『最重要初動』と結果報告を実施

- ①簡易トイレの搬出と設置（トイレの通常使用の禁止、ポータブルトイレの使用）
- ②離設防止処置（電子錠の手動施錠または電子錠の箇所を出入りしにくいようにする）
- ③職員用の簡易照明の確保支援
- ④施設内の応急的片付け支援
- ⑤下記物資の搬出と配置
 - ランタン
 - ウェットティッシュ、ゴミ袋、ゴム手袋
 - 保存飲料水、簡易食料（3食分程度）、鍋、カセットコンロ、カセットボンベ

- 以後、災害時指揮者の指示を受けて行動



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

デイサービスのリーダー以外の職員

□ 揺れがおさまった直後

～職員・ご利用者の安否確認完了まで

■ 直近にいるご利用者をより安全な場所に移動させ、椅子に座らせるなど安全な状態を確保

■ デイルーム中央に集合し、リーダーまたは代行者の指示を受けて、職員どうしの安否確認を実施

※ 集ってこない職員がいる場合、職員を指名して、集ってこない職員の搜索と安否確認、および結果報告を指示する

※ 重傷の職員がいる場合、デイサービスの事務所前に集めて待機させ、応援の職員の支援を受けて、1階事務所前に移動させる

■ リーダーまたは代行者の指示を受けて下記を実施

① ご利用者全員の安否確認

② 職員およびご利用者の安否確認結果の報告

③ 負傷したご利用者の状態の確認応急処置

※ 負傷したご利用者は居室ベッドに収容する

※ 医療機関での治療が必要と判断されるご利用者がいる場合、デイサービス事務所前に集めて待機させ、応援の職員の支援を受けて、1階事務所前に移動させる

■ 以後、リーダー、代行者または災害時指揮者の指示を受けて行動



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

高齢者向け住宅・小規模多機能ホーム
の職員

□ 揺れがおさまった直後
～職員・ご利用者の安否確認完了まで

■ 直近にいるご利用者をより安全な場所に移
動させ、椅子に座らせるなど安全な状態を
確保

■ 小規模多機能ホームのスタッフルーム前に
集合し、職員どうしの安否確認を実施

※ 集ってこない職員がいる場合、集ってこない職員の捜
索と安否確認および結果報告を実施する

※ 医療機関での治療が必要と判断される職員がいる場合、
スタッフルーム前に集めて待機させ、応援の職員の支
援を受けて、南山の郷 1 階事務所前に移動させる

■ 全員で下記を実施

① ご利用者全員の安否確認

② 負傷したご利用者の状態の確認応急処置

※ 負傷したご利用者は居室ベッドに収容する

※ 医療機関での治療が必要と判断されるご利用者がいる
場合、スタッフルーム前に集めて待機させる

■ 小規模多機能ホームのリーダーが、施設長
または代行者に対し、職員およびご利用者
全員の安否確認結果を報告
以後、リーダー、代行者または災害時指揮
者の指示を受けて行動



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30） グループホームの職員

- 揺れがおさまった直後
～職員・ご利用者の安否確認完了まで
- 直近にいるご利用者をより安全な場所に移
動させ、椅子に座らせるなど安全な状態を
確保
- スタッフルーム前に集合し、職員どうしの
安否確認を実施
 - ※ 集ってこない職員がいる場合、集ってこない職員の捜
索と安否確認および結果報告を実施する
 - ※ 医療機関での治療が必要と判断される職員がいる場合、
スタッフルーム前に集めて待機させ、応援の職員の支
援を受けて、南山の郷 1 階事務所前に移動させる
- 全員で下記を実施
 - ① ご利用者全員の安否確認
 - ② 負傷したご利用者の状態の確認応急処置
 - ※ 負傷したご利用者は居室ベッドに収容する
 - ※ 医療機関での治療が必要と判断されるご利用者がいる
場合、スタッフルーム前に集めて待機させる
- リーダーが、施設長または代行者に対し、
職員およびご利用者全員の安否確認結果を
報告
以後、リーダー、代行者または災害時指揮
者の指示を受けて行動



揺れがおさまったら…？

- 日勤帯（09:00～17:30）
デイスサービス・ショートの送迎中
同行通院などの送迎中の職員（1）

□揺れがおさまった直後～

- 車の中のご利用者に声掛けし、負傷や体調の急変などが無いか確認
負傷者や体調不良者がいる場合車内で応急救置実施

□ご利用者の安否確認以降

- ラジオをつけて『大規模地震災害』発生かどうか、津波警報・大津波警報が発令されたかどうかを確認
- 『大規模地震災害』発生ではない場合送迎を継続



揺れがおさまったら…？

- 日勤帯（09:00～17:30）
デイスサービス・ショートの送迎中・
同行通院などの送迎中の職員（2）

□ 津波警報・大津波警報が発令されなかったとき
・ 津波想定区域外にいるとき

- 送りか迎えいずれの途上か、独居か同居かにかかわらず、下記のご利用者は、原則として安全を確認しながら施設に連れて戻る
 - ① 車内に乗車中のご利用者
 - ② 車を離れているが、職員が関わっているご利用者（車と引き渡しポイント間の移動介助中など）
- ※ 送迎車から下車し自宅内に引き渡したご利用者、迎えの途上で未乗車のご利用者は、その時点では施設に連れて戻る対象としない
- ※ ご利用者が負傷し、医療機関での治療が必要と職員が判断した場合は、そのまま医療機関に搬送する
- 道路状況その他の理由により施設に戻れないと判断した場合には、最寄りの広域避難場所の情報を確認し、その場所に移動
- 最寄りの指定避難場所に移動した後、周囲の住民の応援を得て、ご利用者のための安全な環境を確保
その後徒歩で施設に向かい、施設到着後、災害時指揮者に経緯と状況を報告し施設の応援を得てご利用者を施設に収容するための準備を実施



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）
デイスサービス・ショートの送迎中・
同行通院などの送迎中の職員（3）

□ 津波想定区域を移動中に
津波警報・大津波警報が発令されたとき

■ 下記手順で、『指定緊急避難場所』
または『指定避難場所』に避難移動

- ① 車に搭載した『指定緊急避難場所・指定避難場所マップ』に基づいて、最寄りの『指定緊急避難場所』
『指定避難場所』までできる限り車で移動する
- ② 『指定緊急避難場所』『指定避難場所』到着後、または車で進めなくなった地点で車を降り、近くにいる人の支援を受けて、ご利用者を『指定緊急避難場所』
『指定避難場所』に避難させる
- ③ 『指定緊急避難場所』『指定避難場所』まで避難移動できないと職員が判断した場合には、周囲の人の支援を受けて、ご利用者を最寄りの3階建て以上の建物の、
2階以上の階に避難移動させる

■ 避難移動後、周囲の支援を得て、ご利用者のための安全な環境を確保し、津波警報・大津波警報の解除を確認するまで、避難場所での避難を継続

- ① 津波が到達しなかった場合は、津波警報・大津波警報が解除されたときは、周囲の人の支援を得て車に戻り、そのままご利用者全員施設に連れて戻る
- ② 津波が到達した場合は、津波警報・大津波警報が解除されたときは、職員は周囲の状況を確認しながら徒歩で施設に戻り、災害時指揮者に経緯と状況を報告するとともに施設車での迎えを要請する



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

面談や調査などのために
移動中の職員

□ 揺れがおさまった直後～

■ 発生した地震が『大規模地震災害』かどうか確認（『大規模地震災害の判断基準』を見る）

■ 『大規模地震災害』発生ではない場合、移動を続ける

『大規模地震災害』発生の場合、行きの途上か帰りの途上かにかかわらず、原則として施設に戻る

※但し、訪問先に近い場合で、且つ職員が安全と判断した場合に限り、訪問先の相手の状態を確認しに行ってもよい

※訪問先で相手の状態を確認した後は、一旦施設、事業所に戻り、災害時指揮者に状況を報告する
訪問先の相手が負傷し、医療機関での治療が必要と職員が判断した場合は、近隣の住民の支援を受けて医療機関に搬送する

※自宅に戻った場合、通信が復旧次第本人が事業所に、その時点での状態といつごろ出勤できるかを連絡する

■ 津波警報・大津波警報の発令を確認したときは、速やかに『指定緊急避難場所』『指定避難場所』または最寄りの3階建て以上の建物の、2階以上の階に避難移動



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）
面談・調査などのために
在宅の高齢者の家にいる職員（1）

□ 揺れがおさまった直後～

- 訪問相手やその家族に声掛けし、負傷や体調の急変などが無いか確認し、負傷や体調不良が見られる場合には、その場で応急処置を実施

□ 相手の安否確認以降

- ラジオや携帯電話で『大規模地震災害』発生かどうか、津波警報・大津波警報が発令されたかどうかを確認
- 『大規模地震災害』発生ではない場合サービスを継続



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

面談・調査などのために
在宅の高齢者の家にいる職員（2）

□ 津波警報・大津波警報の発令がないとき
・ 津波想定区域外にいるとき

■ 相手が独居の場合

■ 相手が負傷し、医療機関での治療が必要と判断したときは、その場にとどまり近隣の人の支援を受けて医療機関に搬送

※この場合は職員が同行し、その後一旦施設に戻り、災害時指揮者に経緯と状況を報告する

■ 医療機関での治療が必要ない程度の負傷と判断した場ときは、近隣の人の支援を受けて最寄りの指定避難場所に移動

※最寄りの指定避難場所に移動した後、相手の最低限の生活環境を整えたうえで単独で施設に戻り、災害時指揮者に経緯と状況を報告する



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

面談・調査などのために
在宅の高齢者の家にいる職員（3）

■ 相手が同居の場合

- 家族は無事だが相手が負傷し、医療機関での治療が必要と判断したときは、その場にとどまり近隣の人々の支援を受けて医療機関に搬送

※この場合は家族が同行し、職員は施設に戻り、災害時指揮者に経緯と状況を報告する

- 家族が負傷し、医療機関での治療が必要と判断した場ときは、近隣の人々の支援を受けて医療機関に搬送

相手は、近隣の人々の支援を受けて最寄りの指定避難場所へ移動

※最寄りの指定避難場所へ移動した後、相手の最低限の生活環境を整えたうえで単独で施設に戻り、災害時指揮者に経緯と状況を報告する

- 家族と相手ともに深刻な負傷がないときは近隣の人々の支援を受けて最寄りの指定避難場所へ移動

※最寄りの指定避難場所へ移動した後、単独で施設に戻り、災害時指揮者に経緯と状況を報告する



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯（09:00～17:30）

面談・調査などのために
在宅の高齢者の家にいる職員（4）

□ 津波想定区域内にいて
津波警報・大津波警報が発令されたとき

- 相手が独居か同居か、相手または同居の家族がけがをしているかどうかにかかわらず、近隣の住民の支援を受けて、最寄りの『指定緊急避難場所』『指定避難場所』に避難移動

※『指定緊急避難場所』『指定避難場所』まで避難移動できないと職員が判断した場合には、周囲の人の支援を受けて、ご利用者を最寄りの3階建て以上の建物の、2階以上の階に避難移動させる

- 避難移動後、周囲の支援を得て、相手のための安全な環境を確保し、津波警報・大津波警報の解除を確認するまで、避難場所での避難を継続する

※津波が到達の有無にかかわらず、津波警報・大津波警報が解除された後、職員は周囲の状況を確認しながら徒歩で施設に戻り、災害時指揮者に状況を報告することともに避難所に残した相手の迎え（施設への収容）を要請する



揺れがおさまったら…？

避難先・外出先から

事業所または自宅に戻る（った）職員

□外出先・訪問先で被災し、その地点または一時避難場所から事業所に戻る時

■ 下記を前提として事業所または自宅に戻る

①津波警報・大津波警報の解除を確認したこと

②帰宅途上の安全を確認するに充分明るいこと

・ 5月～10月 06:00～15:00

・ 11月～4月 07:00～14:00

□事業所に戻ったとき

■ 下記を施設長または代行者に報告

①避難に至った経緯

②避難所に避難させたご利用者の氏名と避難時の状態

③避難場所

■ 上記報告後、一旦帰宅

※帰宅する職員がいる場合、計画書P.19『職員の帰宅条件』に準じて帰宅する

※帰宅後は、施設外にいる職員の参集条件』に基づいて、再度の施設に参集する

□自宅に戻ったとき

■ 通信が復旧次第、自分自身か代理の者が、施設長または代行者に下記を連絡

①その時点での自分自身と家族の状況

②いつごろ出勤できるか

③避難所に避難させたご利用者の氏名と避難時の状態

④避難場所

※帰宅後は、施設外にいる職員の参集条件』に基づいて、再度の施設に参集する



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯以外の時間帯（17:30～09:00）
南山の郷 2 階の夜勤リーダー（1）

□ 揺れがおさまった直後～

- 直近にいるご利用者をより安全な場所に移動させ、安全な状態を確保
- 配置してあるライト等をもって 2 階ステーション前に集合し、集合した職員の点呼と安否確認実施
 - ※負傷している職員がいる場合、負傷した職員の状態を確認し必要に応じて応急処置実施
- ラジオ、携帯電話などからの情報で、発生した地震が『大規模地震災害』かどうか、津波警報・大津波警報が発令されたかどうか、停電・断水・通信の途絶の有無を確認
- 大規模地震災害の発生と判断した場合、集合した職員とともに、2 階➡1 階➡ケアハウスの順に回りそれぞれの階で下記を実施
 - ①ご利用者の安否確認
 - ②負傷者の居室への収容と応急処置の実施
 - ③離設防止処置（電子錠の手動施錠または電子錠の箇所を出入りしにくいようにする）
 - ※夜勤職員以外に、遅出職員、残業中の職員、早出職員などが集合してきた場合、職員を特養各階の担当に振り分け、上記①～③の実施とその後の結果報告を指示



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯以外の時間帯（17:30～09:00）
南山の郷 2 階の夜勤リーダー（2）

□ 職員とご利用者の安否確認完了～

- 停電、断水、通信の途絶の有無を確認
- 各階の職員と連絡をとり、各階に最低 1 名ずつ配置し、下記を指示
 - ① ご入居者、ご利用者の見守り
 - ② 離設防止処置の確認（電子錠の手動施錠または認知症のご利用者が電子錠の箇所を出入りしにくいようにしているかの確認）
- 停電・断水が発生している場合、上記以外の職員とともに下記『最重要初動』を実施
 - ① 職員用の簡易照明の確保支援
 - ② 施設内の応急的片付け支援
 - ③ 下記物資の搬出と配置
 - ・ 簡易トイレの搬出と設置（トイレの通常使用の禁止）
 - ・ ランタン
 - ・ ウェットティッシュ、ゴミ袋、ゴム手袋
 - ・ 保存飲料水、簡易食料（3 食分程度）、鍋、カセットコンロ、カセットボンベ
 - ※ 応急的片付けはモップを使用して応急的に行う
ガラスの破片など危険物は、居室のうち個室を 1 室空けてその中に収容し、ご利用者が入れないように処置する
 - ※ 搬出した物資は、まず特養 1・2 階、3 階ケアハウスに配布し、その後高齢者住宅、小規模多機能ホーム、グループホームに持って行く



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯以外の時間帯（17:30～09:00）
南山の郷 2 階の夜勤リーダー（3）

□ 最重要初動完了～

■ 最重要初動完了後、指名した職員とともに下記を実施

- ① ケアハウス・高齢者住宅のご入居者に、簡易トイレを配布し、既存のトイレの便座に簡易トイレを装着し、使用方法を説明する
- ② 特養は、共用部トイレと一部の居室のトイレで簡易トイレを装着し、それ以外の居室のトイレは便座にガムテープを貼るなどして使用できないようにする
- ③ グループホームと小規模施設は、共用部のトイレで簡易トイレを装着して使用する

■ 上記完了後、特養には以下の人員を配置

- | | |
|----------|----------|
| ① 最低 1 名 | 特養 1 階 |
| ② 最低 1 名 | 特養 2 階 |
| ③ 最低 2 名 | 3 階ケアハウス |
| ④ 宿直者 | フリー |
- 1～3 階を回り、必要に応じて適宜、各階の職員を支援する

■ 以後、他の職員が参集するまで施設内の職員とともに下記を実施

- ① パット交換／トイレ誘導
- ② 体位変換
- ③ ご利用者の見守り（最小限の水分補給など含む）
※館内にいる職員、ご利用者の安否確認の結果及び、特変・異常・負傷のある職員、ご利用者の状態を記録する 但し、書式は問わない



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯以外の時間帯（17:30～09:00）
南山の郷にいる全ての職員
（早出・遅出・夜勤・残業中など）

□揺れがおさまった直後～

- 直近にいるご利用者をより安全な場所に移動させ、安全な状態を確保
- 配置してあるライト等をもって2階ステーション前に集合し、集合した職員どうしの点呼と安否確認実施
※負傷している職員がいる場合、負傷した職員の状態を確認し必要に応じて応急処置実施
- ラジオ、携帯電話などからの情報で、発生した地震が『大規模地震災害』かどうか、津波警報・大津波警報が発令されたかどうか、停電・断水・通信の途絶の有無を確認
- 大規模地震災害の発生と判断した場合、2階夜勤リーダーの指示を受けて、集合した職員全員で、2階➡1階➡3階の順に回りそれぞれの階で下記を実施
 - ①ご利用者の安否確認
 - ②負傷者の居室への収容と応急処置の実施
 - ③離設防止処置（電子錠の手動施錠または電子錠の箇所を出入りしにくいようにする）
- 以後、2階の夜勤リーダーの指示を受けて行動



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯以外の時間帯（17:30～09:00） 小規模多機能ホーム・グループホーム の夜勤の職員（1）

□ 揺れがおさまった直後～

- 直近にいるご利用者をより安全な場所に移動させ、安全な状態を確保
- 配置してあるライト等をもって2階スタッフルーム前に集合し、集合した職員の点呼と安否確認実施
 - ※負傷している職員がいる場合、負傷した職員の状態を確認し必要に応じて応急処置実施
- ラジオ、携帯電話などからの情報で、発生した地震が『大規模地震災害』かどうか、津波警報・大津波警報が発令されたかどうか、停電・断水・通信の途絶の有無を確認
- 大規模地震災害の発生と判断した場合、集合した職員とともに、2階➡1階の順に回りそれぞれの階で下記を実施
 - ①ご利用者の安否確認
 - ②負傷者の居室への収容と応急処置の実施
 - ③離設防止処置（電子錠の手動施錠または電子錠の箇所を出入りしにくいようにする）
 - ※夜勤職員以外に、遅出職員、残業中の職員、早出職員などが集合してきた場合、職員をグループホーム、高齢者住宅、小規模多機能ホームの担当に振り分け、上記①～③を実施する



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯以外の時間帯（17:30～09:00） 小規模多機能ホーム・グループホーム の夜勤の職員（2）

□職員とご利用者の安否確認完了～

■ 停電、断水、通信の途絶の有無を確認

- 最低 1 名 高齢者住宅・小規模多機能ホーム
- 最低 1 名 グループホーム
- 1 名 フリー（地下 1 階～ 2 階を回り
必要に応じて適宜各階の職員を
支援）を配置し、下記を実施

- ① ご入居者、ご利用者の見守り
- ② ご利用者の居住空間の応急的片付け
- ③ 地下 1 階の電子錠の施錠
- ④ 地下 1 階駐車場の見回り

※ 応急的片付けはモップを使用して応急的に行う
ガラスの破片など危険物は、居室のうち個室を
1 室空けてその中に収容し、ご利用者が入れな
いように処置する

■ 南山の郷から下記の備蓄物資が届いたら、 1 階、 2 階に配置

- ① 簡易トイレの搬出と設置（トイレの通常使用の禁止）
- ② ランタン
- ③ ウェットティッシュ、ゴミ袋、ゴム手袋
- ④ 保存飲料水、簡易食料（3 食分程度）、鍋、
カセットコンロ、カセットボンベ

※ グループホームと小規模施設は、共用部のトイ
レで簡易トイレを装着して使用する



揺れがおさまったら…？

■ 日勤帯以外の時間帯（17:30～09:00）
小規模多機能ホ-ム・グループホ-ム
の夜勤の職員（3）

□ 最重要初動完了～

■ 以後、他の職員が参集するまで施設内の職員とともに下記を実施

① パット交換／トイレ誘導

② 体位変換

③ ご利用者の見守り（最小限の水分補給など含む）

※館内にいる職員、ご利用者の安否確認の結果及び、特変・異常・負傷のある職員、ご利用者の状態を記録する 但し、書式は問わない



大規模災害発生時の参集条件

■ 時間帯・全職員共通

原則として下記を優先した上で参集する

- ・ 明るくなって、自分のいる場所と周囲の状況を確認できてから
- ・ 自分か家族が負傷している場合
治療とその後の安全な生活環境確保優先
- ・ 自分が出勤した後も家族が中期的・安定的に生活できる環境を整える
- ・ 慌てずゆっくりと移動
- ・ 移動中の食料と水、雨具を確保
- ・ 通勤途上の場合、発災時点で自分が居る場所にかかわらず、家族が気になる場合一旦帰宅しても良い

※何らかの理由により参集できない場合、
通信が復旧次第、その時点での状況と
いつ頃出勤できるかを施設に連絡する



家族との連絡 1

■ 全職員共通

大規模災害発生時の連絡手段はあらかじめ家族や友人知人等と決めておく

☐ SNSの活用

LINEでグループを作成しておきましょう

☐ 携帯各社の災害用伝言板活用

事前に各社利用方法を調べておきましょう

☐ 学校・幼稚園・保育園等との連絡手段

災害時の安否確認や連絡方法等を事前に確認しておきましょう

Memo :

☐ つながりやすい通信

LINE通話・LINEメール

携帯メール

公衆電話

・ 停電時でも使用可能

・ 10円、100円硬貨のみ使用可能



家族との連絡 2

災害伝言ダイヤル**171**の使い方

1 7 1 に 電 話 を か け る

音 声 ガ イ ダ ン ス が 流 れ る

1 : 録音

2 : 再生

3 : 暗証番号を利用する伝言

4 : 暗証番号を利用する再生

伝 言 を
録 音 し た い と き

『 1 』 を 選 ぶ

伝 言 を
再 生 し た い と き

『 2 』 を 選 ぶ

☐ 被災地のひと：

自宅の電話番号 または
連絡を取りたい被災地の方の電話番号を
市外局番からダイヤル

☐ 被災地以外の場所のひと：

連絡を取りたい被災地の方の電話番号を
市外局番からダイヤル

※被災地域内の固定電話に提供されるサービスです

※被災地への伝言・再生は携帯電話からでも可能です